

4 山日漁調指示第 6 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、すくい網漁業の制限について、次のとおり指示する。

令和 4 年 6 月 8 日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会 長 濱本 幾男

1 指示する内容

(1) 漁法の禁止

すくい網漁業（いわし、ひら又はいかなごの採捕を目的とするものに限る。）は、営んではならない。

(2) 禁止する海域

下関市豊北町大字神田字島戸折紙鼻北端と長門市油谷向津具下俵島頂上を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（油谷湾）

(3) 禁止する期間

1 月 1 日から 3 月 31 日まで

ただし、2 月 1 日から 3 月 31 日までの間で、いかなごの採捕を目的とするものは除く。

2 指示の有効期間

令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで